



高規格堤防特別区域内における建物の新築または改築等の許可が不要なもの又は必要なものは次のとおりです。

許可が不要なもの

1. 基礎ぐい、電柱その他棒状の工作物で地下に設けられることとなる部分以外の土地の掘削を伴わずに鉛直方向に設置されるものの新築又は改築
2. 用排水路その他の貯水施設で漏水のおそれのあるもの以外の工作物の地上または地表から深さ1メートル以内の地下における新築又は改築
3. 以下の工作物の除却
 - a. 工作物の地上における除却
 - b. 地表から深さ1メートル以内の地下における工作物の除却で当該工作物が設けられていた土地を直ちに埋め戻す場合。

許可が必要なもの

1. 用水路、通水路、貯水池等漏水のおそれのあるものの設置。
2. 地表から深さ1mを超える工作物の設置及び除却。
3. 土地の掘削（ただし、1. 5m以内の掘削でただちに埋め戻す場合は制限はありません。）

*高規格堤防特別区域内においても旧河川区域内（敷地が国有地である部分）においては、河川敷地占用許可準則が適用されます。

その他不明な点があれば、各担当出張所に相談して下さい。